

令和2年3月12日

学生の皆様へ

川崎市立看護短期大学
学長 坂元 昇

新型コロナウイルス感染症に関する届出等について

現在、国において、新型コロナウイルスによる肺炎が政令により「指定感染症」に指定され、WHO（世界保健機関）も「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しています。

本学においても、学生の皆様に健康で安全な学生生活や、就職先で医療従事者等として活躍していただくために、次の事項について、令和2年3月23日（月）までに、下記メールアドレス宛に返信で回答してください。

① 海外渡航については、川崎市立看護短期大学学生細則第18条第2項により事前に渡航届（第18号様式）の提出が必要です。令和2年1月以降、海外渡航した学生の皆様に提出をされていない方は、必ず事務局に提出してください。また、渡航された方は、メールにて渡航された国、渡航期間をお答えください。

② 先日も、大学のツイッターで周知しましたが、健康状態に自覚症状がある場合、「帰国者・接触者相談センター」に必ず相談し、受診を勧められた医療機関等で受診してください。その後の結果について、必ず事務局に報告してください。

（参考）

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

※①及び②についてはどちらも該当しない場合は、「なし」で回答してください。

③ 卒業生の皆様においては、就職先の医療機関等から、必要に応じて、皆様の健康状態や渡航情報等の情報を確認する場合がありますので、あらかじめ準備をしておいてください。（大学からは情報提供いたしません）

※返信用メールアドレス renraku@kawasaki-nursing-c.ac.jp

回答、学籍番号と氏名を入力、第18号様式添付（該当者のみ添付）して返信してください。

○海外渡航情報については外務省のホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

○新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページをご覧ください。

（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#koku
[min](#)

○川崎市のホームページ 新型コロナウイルス感染症について

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114231.html>

事務局総務学生課 電話 044-587-3502